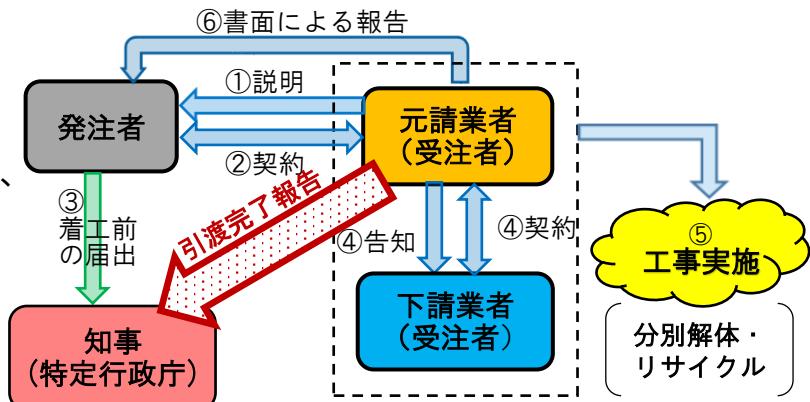


建設資材廃棄物の引渡完了報告制度をご存知ですか？

県では、建設リサイクル法の届出が必要な解体工事などで排出された廃棄物（建設資材廃棄物）を廃棄物処分業者に引き渡したことについて、元請業者などが県に報告する「建設資材廃棄物の引渡完了報告制度」を平成29年4月1日から運用しています。

制度の目的

建設・解体工事の元請業者（自ら工事を施工した場合は自主施工者）が、廃棄物処分業者に建設資材廃棄物を引き渡したことを県に報告していただき、建設資材廃棄物の処理状況を県が確認することにより、建設資材廃棄物の不法投棄などの未然防止、早期発見を図ることを目的としています。



報告対象者

工事の元請業者、自主施工者（自ら工事を行う者）が対象となります。

報告の対象となる工事

次の工事（建設リサイクル法に基づく届出が必要なもの）が対象となります。
(公共工事は対象外です。)

工事の種類	規模
建築物の解体工事	床面積の合計が80m ² 以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計が500m ² 以上
建築物の修繕・リフォーム工事等	請負代金が1億円以上
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	請負代金が500万円以上

報告方法

報告様式(建設資材廃棄物の引渡完了報告書)に必要事項を記入し、添付書類を添えて、工事現場の所在地を管轄する環境管理事務所に提出してください。

(※建設リサイクル法の届出書の提出先ではありませんのでご注意ください。工事現場が青森市または八戸市の場合は、それぞれの市の規定に従い、それぞれの市に提出してください。)

報告事項

◎ 工事に関する事項

- ・ 工事の名称
- ・ 工事現場の所在地
- ・ 工事の種類・規模

◎ 建設リサイクル法の届出年月日、提出先

◎ 廃棄物処分業者に建設資材廃棄物の引渡しを完了した年月日

◎ 建設資材廃棄物の種類ごとに次の事項

- ・ 運搬業者名
- ・ 引渡し先の処分業者名、処理施設の所在地
- ・ 引渡しをした量

添付書類

◎ 紙マニフェストを使用している場合

⇒ マニフェスト(B2票)の写し

◎ 電子マニフェストを使用している場合

⇒ 運搬が終了した旨の通知があったことを確認できる書面

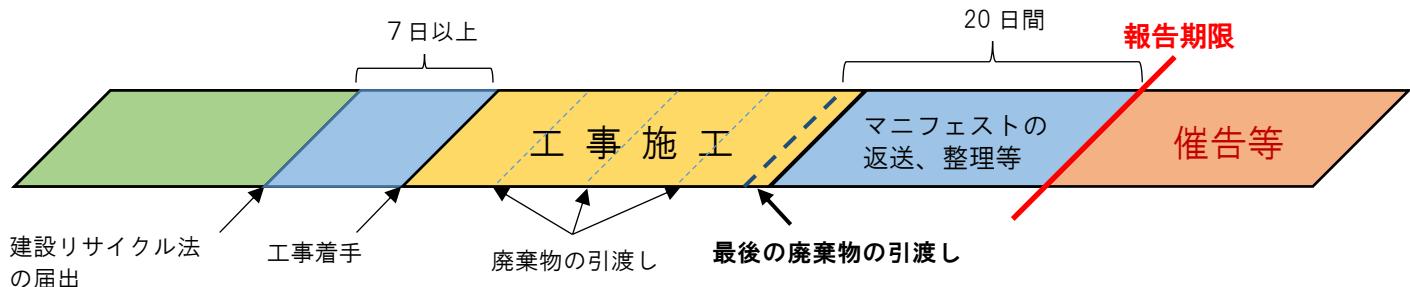
◎ 自己運搬の場合

⇒ 次の事項を記載した書面

- ・ 元請業者(自主施工者)の氏名又は名称、住所
- ・ 運搬する廃棄物の種類・数量
- ・ 廃棄物の積載日、積載場所(工事現場)の名称、所在地、連絡先
- ・ 運搬先(処理施設)の名称、所在地、連絡先

報告時期

工事で排出されたすべての建設資材廃棄物を処分業者に引き渡した日から20日以内に報告してください。



報告書記入上の注意事項

報告書の記入に当たっては、次の点に注意してください。(右ページの記入例参照)

- ・ 廃棄物の種類が同じであっても、運搬業者や処分業者が異なる場合は別欄に記入。
- ・ 引渡し(搬入)をした量については、計量した場合はその重量を、重量が分からない場合は運搬車の荷台の容積などから推定した体積を記入し、該当する単位〔t(トン)またはm³(立方メートル)〕を○で囲む。
- ・ 書ききれない場合は裏面に記入。それでも欄が不足する場合は裏面をコピーして利用。

記入例

別記様式（第3関係）

（表面）

建設資材廃棄物引渡完了報告書

青森県知事 殿

報告者（ 元請業者 自主施工者）

住 所 **〇〇市△△1丁目2-3**

氏 名 **△□建設株式会社**

代表取締役 **△□ ×○**

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 **0123-45-6789**

提出日（郵送の場合は発送日）を記入

該当するものに✓

青森県建設資材廃棄物の引渡完了報告に関する要綱第3の規定に基づき、次のとおり報告します。

対象建設工事の概要	名 称	■◆様邸解体工事					
	場 所	★★郡○○町大字△△字○○1番					
	種 類 及 び 規 模	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの <input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等	工事対象床面積の合計 85.74 m²	請負代金 円			
建設リサイクル法の規定による届出の概要	届出(受理)年月日及び受理番号	××年 △△月 ◇◇日 第****号					
	提 出 先	県 (県土整備事務所) □東青 □西北	□中南 □上北	□三八 □下北	□弘前市		
建設資材廃棄物の引渡し(搬入)を完了した年月日	××年 ●●月 ■■日						
添 付 書 類	<input checked="" type="checkbox"/> ①マニフェスト(B2票)を複写した書面 <input type="checkbox"/> ②電子マニフェストによる運搬終了に係る通知を印刷した書面 <input checked="" type="checkbox"/> ③運搬の際に運搬車に備え付けた書面の写し(自己運搬の場合)						
引渡し(搬入)をした建設資材廃棄物の種類	がれき類	運搬を行った者の氏名又は名称	●×運輸株式会社 [許可番号 00200123456]				
		処分業者	氏名又は名称 処分を行う事業場の所在地	株式会社▲★興業 [許可番号 00220234567] ★★郡○○町大字■■字××2-3			
		引渡し(搬入)をした量	4 (t・m³)				
木くず	自己運搬	運搬を行った者の氏名又は名称	自己運搬 [許可番号 -]				
		処分業者	氏名又は名称 処分を行う事業場の所在地	有限会社○☆産業 [許可番号 00220234567] 〇×市大字○☆字△◆4-5			
		引渡し(搬入)をした量	2.5 (t・m³)				

注1 欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

2 添付書類として①又は②の書類を添付した場合は、引渡し(搬入)をした建設資材廃棄物の種類、運搬を行った者の氏名又は名称、処分業者の氏名又は名称及び処分を行う事業場の所在地並びに引渡し(搬入)をした量の記載を省略することができる。

3 引渡し(搬入)をした量の単位は、t(トン)又はm³(立方メートル)のいずれかに○印を付すこと。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

工事名を記入

工事現場の所在地を記入

該当する工事の種類に✓し、工事の規模(床面積の合計又は請負代金)を記入

基本的に建設リサイクル法の届出と内容同じとなります。

建設リサイクル法の届出書が受理された年月日と受理番号を記入

建設リサイクル法の届出書の提出先に✓

工事で排出されたすべての建設資材廃棄物を引き渡した日を記入

添付書類に✓(複数の種類の書類を添付した場合はすべてに✓)

運搬業者を記入(自己運搬の場合は「自己運搬」と記入)

引渡し先の処分業者及び処分事業場の所在地を記入(元請業者が自ら処分を行う場合は「自己処分」とし、処分事業場の所在地を記入)

処分業者に引き渡した量(自己処分の場合は自社処理施設に搬入した量)を記入し、単位を○で囲む

産業廃棄物の種類を記入

報告制度に関するQ & A

Q 1

自己運搬して自社の中間処理場や最終処分場に搬入する場合も報告が必要ですか？

A

報告が必要です。添付書類は自己運搬して他社の中間処理場等に搬入する場合と同様となります。

Q 2

自己運搬や自社の処理施設で処分する場合もマニフェストを使用していますが、この場合、報告書にマニフェストの写しを添付しても問題ありませんか？

A

差し支えありません。

Q 3

もし報告書を提出しなかった場合はどうなるのですか？

A

工事完了予定時期からしばらく経過しても報告書が提出されない場合、期限を定めて、県から元請業者・自主施工者に対し報告書を提出するよう催促（催告）します。

正当な理由がなく、催告にも従わない場合、廃棄物処理法に基づき報告を求めることがあります。（これにも従わない場合は、罰則の対象となります。）

Q 4

工事現場から、いったん自社の作業場に廃棄物を運搬し、ある程度たまってから処分業者に引き渡そうと考えています。この場合、報告はどうなるのですか？

A

工事で発生したすべての建設資材廃棄物を処分業者に引き渡した段階で報告することになるため、廃棄物を自社の作業場で保管している間は報告できることになります。この場合、報告書を提出しなかった場合と同様、期限を定めて、報告書を提出するよう県から元請業者・自主施工者に対し催告（従わない場合は、さらに廃棄物処理法に基づく報告の徴収）することになります。

催告等により、廃棄物を処分業者に引き渡したことが確認できない場合、県では廃棄物処理法に基づく立入検査を行うことがあります。

引渡完了報告書の提出先・お問い合わせ先

【報告書の提出先】

工事の施工場所（管轄区域）	提出先
東津軽郡 上北郡（野辺地町、横浜町、六ヶ所村）	青森環境管理事務所 〒038-0031 青森市大字三内字丸山198-4 (青森県運転免許センター2F) 電話 017-763-5292（直通）
弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、 平川市 北津軽郡、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡	弘前環境管理事務所 〒036-8345 弘前市大字藏主町4（県弘前合同庁舎1F） 電話 0172-31-1900（直通）
十和田市、三沢市、 上北郡（七戸町、東北町、六戸町、おいらせ町）、 三戸郡	八戸環境管理事務所 〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7（県八戸合同庁舎2F） 電話 0178-27-5111（代表）
むつ市 下北郡	むつ環境管理事務所 〒035-0073 むつ市中央1-1-8（県むつ合同庁舎1F） 電話 0175-33-1900（直通）

※弘前市内の工事に係る報告書の提出先は、弘前市役所ではなく中南地域県民局環境管理部ですのでご注意ください。

【中核市（青森市・八戸市）内の工事に関する報告書の提出先及びお問い合わせ先】

工事の施工場所	提出先
青森市	青森市 環境部 廃棄物・リサイクル課 〒030-0801 青森市新町1-3-7（青森市役所駅前庁舎3F） 電話 017-718-1179
八戸市	八戸市 市民環境部 環境保全課 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1（市庁別館6F） 電話 0178-51-6195

【制度及びパンフレットの内容

に関するお問い合わせ先】

青森県 環境エネルギー部 資源循環推進課

（廃棄物・不法投棄対策グループ）

青森市長島1-1-1

電話 017-734-9248（直通）

報告書の様式・記載例や、廃棄物の適正処理に役立つ情報は、青森県ウェブサイトからダウンロードできます。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shigen/kenpai_houkoku.html

環境保全 建設資材廃棄物

検索

